

平成24年10月  
堺市契約課

### 共同企業体発注方式の見直しについて

工事発注量が減少する中、市内建設業者の受注機会を確保し、より一層の市内経済の活性化及び市内建設業者の育成を図る観点から、次のとおり、特殊工事等共同企業体の対象工事等を見直し、平成24年10月1日以降に発注する案件から適用します。

現 行	平成24年10月1日以降の発注案件
<p>【対象工事等】</p> <p>予定価格が60,000,000円以上600,000,000円未満の土木工事、建築工事、電気工事、管工事又は<u>その他工事</u></p>	<p>【対象工事等】</p> <p>予定価格が60,000,000円以上600,000,000円未満の土木工事、建築工事、電気工事又は管工事</p> <p><u>予定価格が2,500,000円超え600,000,000円未満のその他工事</u></p>